



目で見る森林・林業

—滋賀県森林・林業統計要覧（令和3年度）概要版—



滋賀県

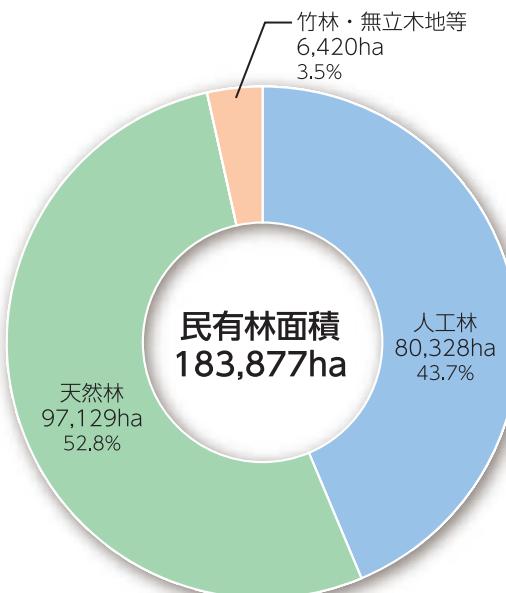


森林は琵琶湖の
約3倍の面積です

人工林の割合は43.7%
天然林の割合は52.8%

本県の人工林率は、全国平均とほぼ同じです。
(全国:人工林率 41%)

【林種別民有林面積】



※計の不一致は四捨五入による

※人工林：人の手によって苗木を植えたり、種をまいて育てた森林

※天然林：自然の力によって発芽、成立した森林
(発芽後に手入れをおこなった場合を含む。)

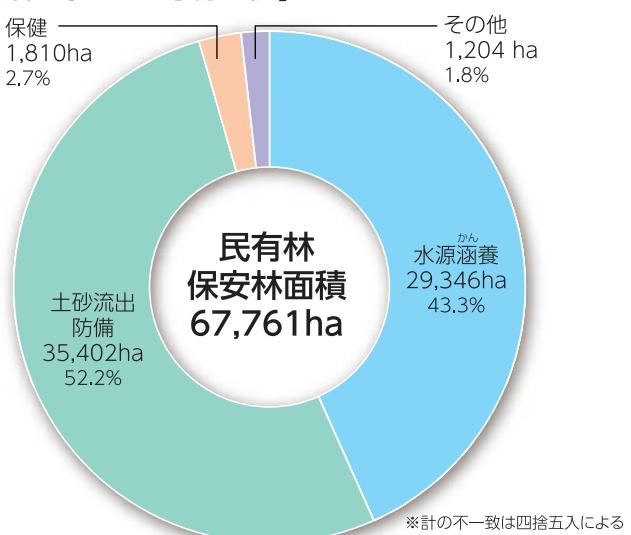
民有林のうち36.9%が
保安林に指定されています

人工林のうち7割は
主伐による利用が可能な森林です

重要な働きをする森林は保安林に指定されています。

保安林のうち、水源涵養保安林と土砂流出防備保安林で95.6%を占めています。本県では、琵琶湖の水源涵養を図る目的で、水源涵養保安林の指定に力を入れています。

【保安林の指定目的別面積】



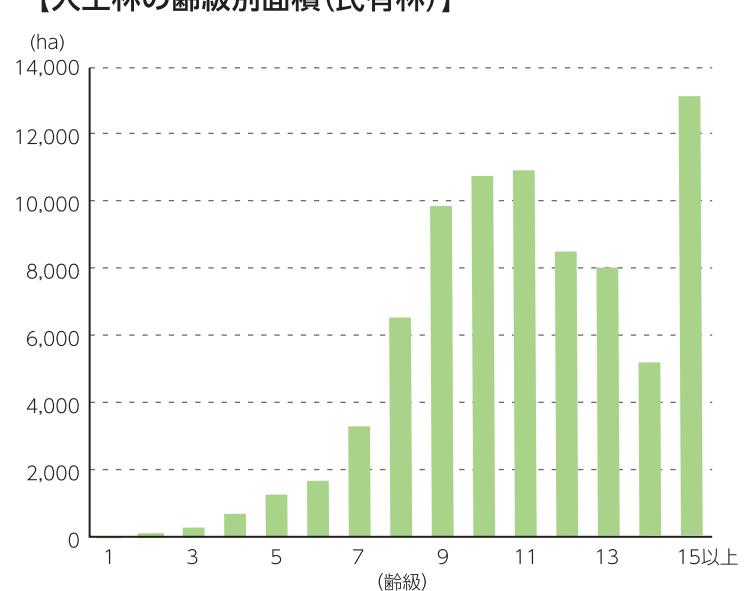
※保 安 林：私たちの暮らしを守るために、水源涵養や山地災害防止など、特に重要な役割を果たしている森林

※水 源 潢 養 機 能：洪水を防ぐとともに、雨水を地下水として蓄え、徐々に川へ送り出す機能

※土砂流出防備機能：土砂の流出を防ぐ機能

人工林のうち、主伐による利用が可能な森林(10齢級以上)は70%となります。これまでの資源の造成期から、現在は資源の利用期に本格的に移行しています。

【人工林の齢級別面積(民有林)】



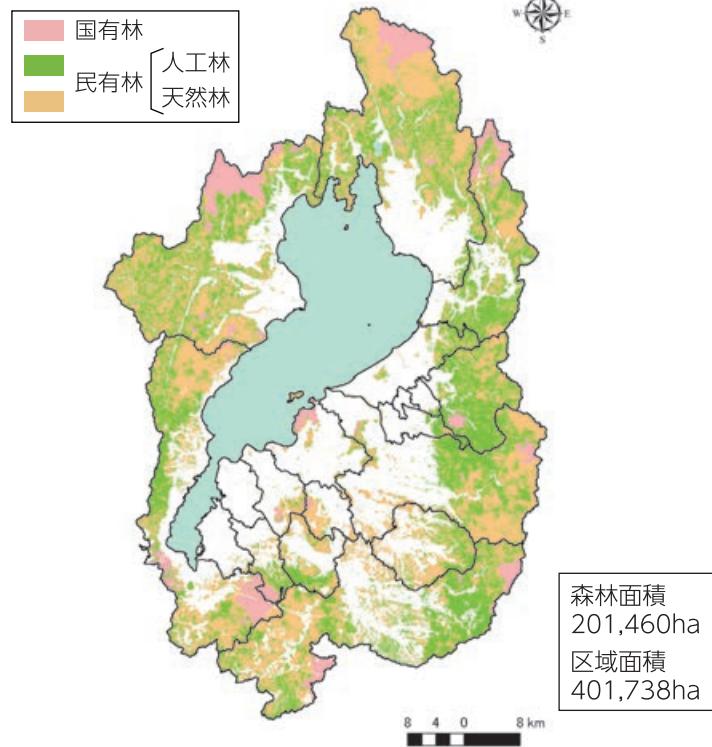
※齢級：森林の林齢を5か年でひとくくりにしたもの。

例えば、林齢1~5年生までは1齢級、6~10年生までは2齢級となります。

※主伐：利用できる時期に達した立木を伐採すること。

森林面積は県土の 約半分を占めています

【滋賀県森林分布図】



※第6,7回自然環境保全基礎調査データ、滋賀県森林GISデータより作成

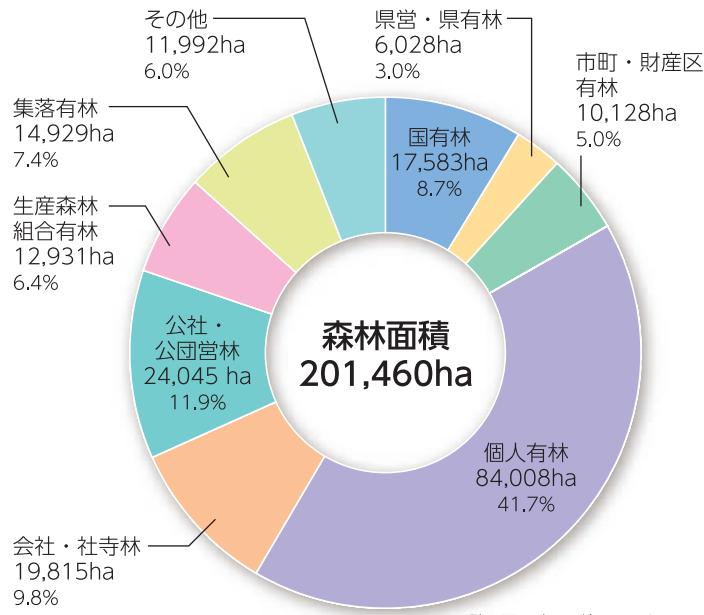
滋賀県の約半分は森林です



民有林が9割を 占めています

民有林の占める割合が多く、その中でも個人が所有する森林が41.7%と、一番多くなっています。

【所有形態別森林面積】



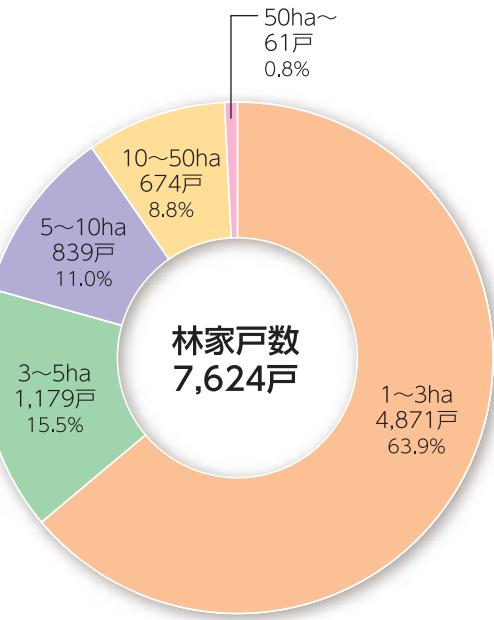
※民有林：国有林以外の森林。

県・市町・財産区等が所有する「公有林」と、個人・企業・団体等が所有する「私有林」に区分されます。

小規模経営の林家が 8割を占めています

1ha以上の森林を所有している林家のうち、5ha未満の小規模林家が全体の約80%を占めています。

【保有山林規模別林家戸数】



※林家：所有山林が1ha以上の世帯

私たちの生活を守るために治山事業を実施しています

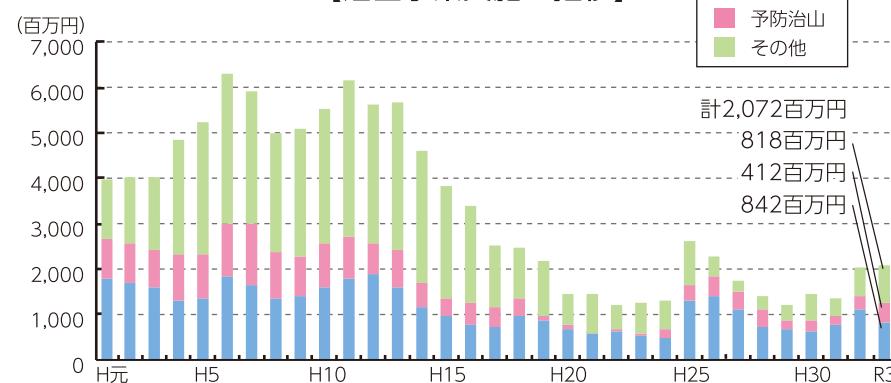
治山事業は、山地災害から県民の生命・財産を守るとともに、森林における水源涵養や生活環境の保全・形成等を目的として実施するものです。

また、台風災害の復旧などに取り組んでいます。



▲治山施設(床固工)

【治山事業実施の推移】



※復旧治山：山腹崩壊地、はげ山、荒廃渓流などを復旧整備する事業

※予防治山：荒廃のきざしのある渓流などを整備し、災害を未然に防止する事業

※そ の 他：水源涵養や生活環境の保全・向上を図るための森林整備などを実施する事業（単独治山を含む）

間伐を推進しています

木々が生長し、林内が過密になると間伐が必要になります。間伐により木々が健全に育つとともに、林内に光が入り、下草が生えることによって土壌が保全され、森林の持つ多面的な機能が発揮されます。

また、地球温暖化防止対策としても、間伐による整備が求められています。

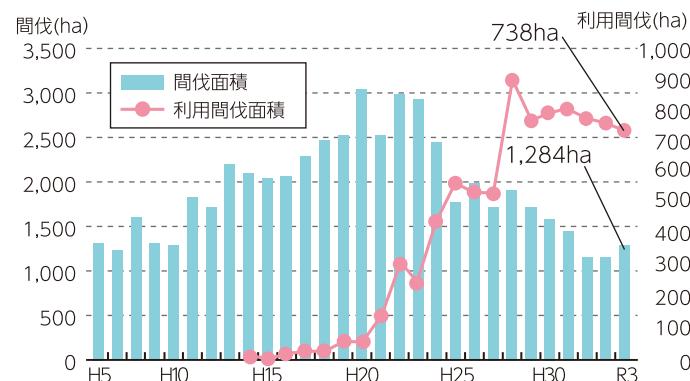
近年は、成熟期を迎えた林分が多くなっているため、資源として活用しつつ残した木の生長を促す利用間伐（搬出間伐）を積極的に進めています。

※間伐：生長して混み合った立木の一部を抜き取りすること



▲間伐された森林

【間伐実施面積、利用間伐面積の推移】

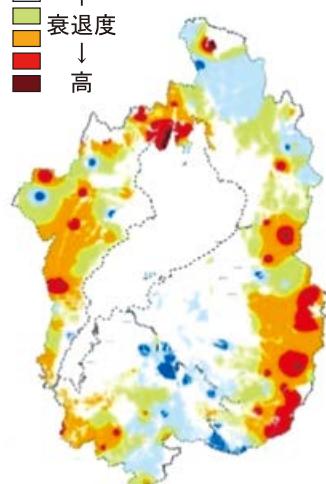


ニホンジカによる被害が発生しています

ニホンジカによる森林被害は近年になって急激に増加し、県内の森林に深刻な影響を与えています。

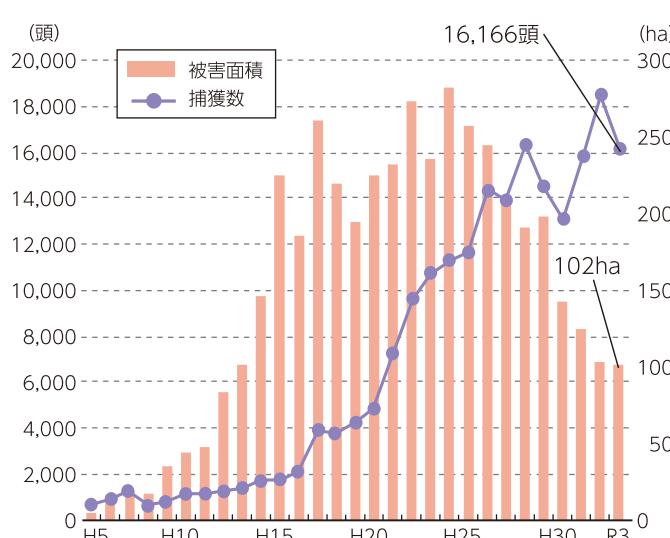
植栽後間もない稚樹の食害や成木の剥皮被害など、樹木に対する直接的被害に加え、近年は森林の下層植生に対する被害も問題になっています。森林被害対策として幹へのテープ巻きや捕獲などの対策を進めています。

低
↑
衰退度
↓
高



▲下層植生の衰退状況 (平成29年度調査)

【ニホンジカによる森林被害面積と捕獲頭数の推移】



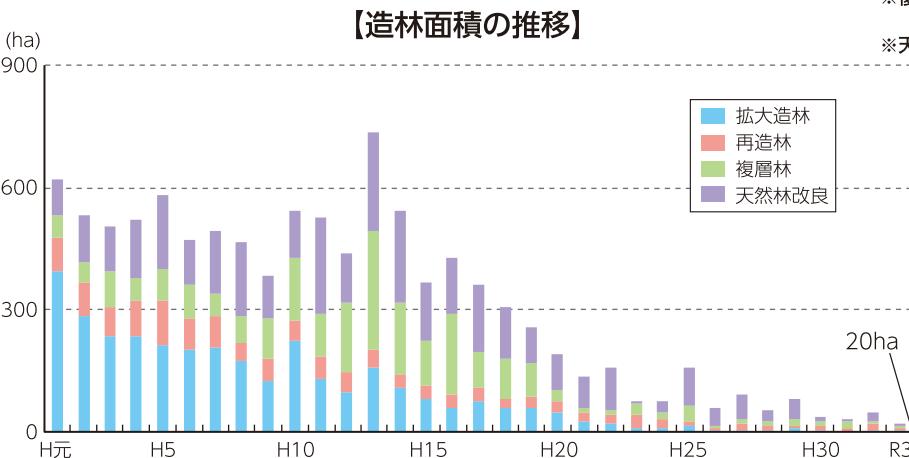
▲ニホンジカによる剥皮被害



▲剥皮被害対策 (テープ巻き)

森づくりが変化してきています

新たな造林面積は年々減少し、特に天然林を伐って人工林にする「拡大造林」が減少しています。



- ※拡大造林：天然林を伐採した跡地や原野に、人の手で苗木を植え育てること
- ※再造林：人工林を伐採した跡地に再び造林を行うこと
- ※複層林：伐採を一度に行わず、大きな木の下に若い木を育て、林齢や樹種の異なる木で構成される森林
- ※天然林改良：天然林の様々な木が自然に更新され、健全な森林となるよう除伐や抜き伐りをすること



▲手入れのいきとどいた森林

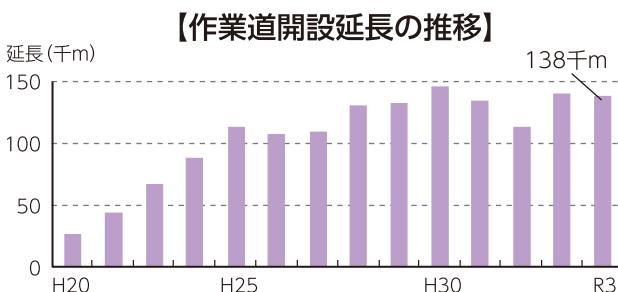
路網整備によって適切な森林整備や低コストな木材搬出ができます

林道の整備は、木材の搬出や森林整備のコスト削減に貢献し、生産性の高い林業を確立するために必要です。また、山村地域の生活道路としても重要な役割を果たしています。

最近では、林道と森林作業道を計画的に組み合わせるなど路網を効果的に配置し、間伐材を効率的に搬出・利用する取組が進みつつあります。

- 林道（自動車道）総延長 992km
- 林道密度 5.4m/ha

※林道密度：森林の単位面積（1ha）当たりの林道延長
※森林作業道：道路幅が2~3m程度で主として林業機械の通行が可能な道



▲林道



▲森林作業道

林業機械の利用を推進しています

年々充実する森林資源を有効活用するため、県産材の生産体制を強化しています。購入やレンタルにより、高性能林業機械の利用を推進しています。

なお、令和2年度末現在、県内の事業体で合計21台を保有しています。

- ※高性能林業機械：複数の作業を1台で行うことができる林業用の機械
- ※スイングヤーダ：簡易索張方式により、木材を集めることができる移動可能な機械
- ※ハーベスター：立木を倒し、枝を払い落とし、木材を自動で切りそろえることができる機械
- ※フォワーダ：伐採した木材を荷台に積み込んで運ぶ機械



▲スイングヤーダ



▲ハーベスター

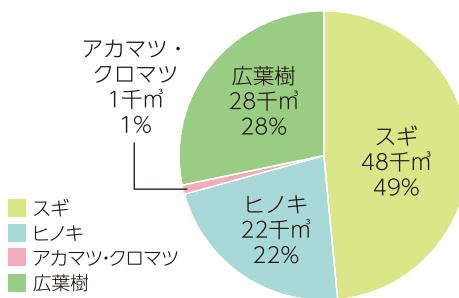


▲フォワーダ

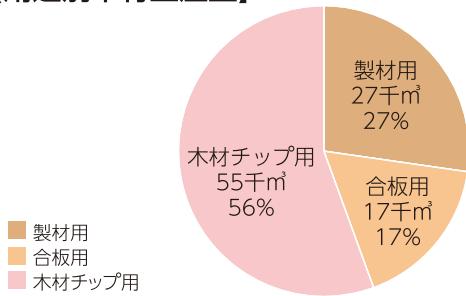
木材の生産量は、近年増加傾向にあります

木材の生産量は、長期的な木材価格の下落により減少を続けてきましたが、近年は製材や合板などで国産材の需要が増加しています。本県では、令和3年の県産材の生産量が99,000m³であり、近年増加傾向にあります。

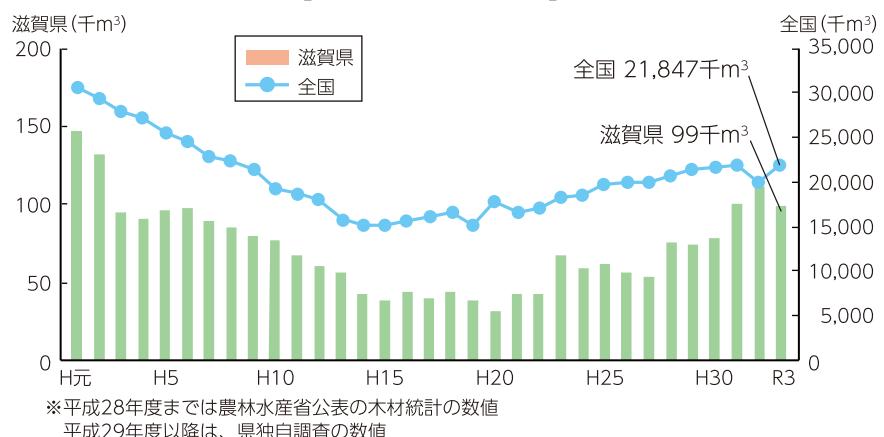
【樹種別木材生産量】



【用途別木材生産量】



【木材生産量の推移】



▲県産材供給基地としての役割を担う木材流通センター（東近江市）

県産木材を活用した住宅の新築等を推進しています

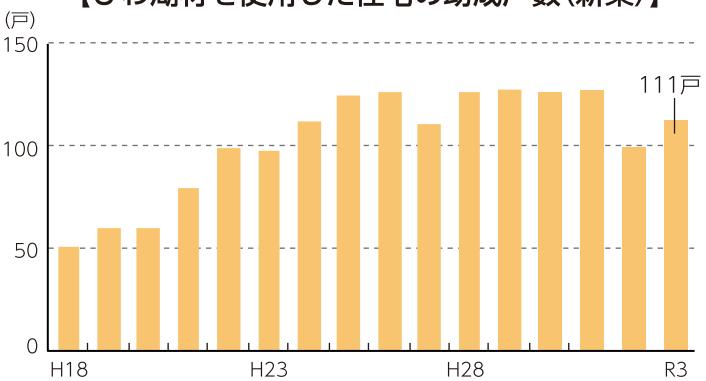
地球温暖化防止と木材の地産地消を進めるため、「びわ湖材」を使用した一戸建て住宅等の新築、既存住宅の木質化改修、木壇設置に対して助成しています。



▲びわ湖材を使用した住宅

※びわ湖材：びわ湖材产地認証制度により、合法性が証明される県産材

【びわ湖材を使用した住宅の助成戸数(新築)】



企業との協働による森林づくりが進んでいます

企業との協働による森林づくりを進めるため、活動フィールドの提供に関する森林所有者との調整や活動に関する所有者との協定締結の立ち会い、企業に対する情報提供などを進めています。

●琵琶湖森林づくりパートナー協定
(滋賀県企業の森づくり)
… 27協定 (令和4年3月末現在)



協定締結箇所 ▶



▲企業との協働による森林づくり

森林の大切さについてアピールしています

「びわ湖水源のもりづくり月間（10月）」を中心に、森林の大切さを広くPRするとともに、幅広い世代の方が楽しめる森林づくりの活動やイベントを開催しています。

●広報活動……県広報誌「県政プラスワン」、チラシ、のぼり、ウェブサイトやラジオによる啓発 等

●広報イベント……「全国植樹祭カウントダウン200日前イベント」「森づくり県民講座」等（約1,200人）

イベント

＜全国植樹祭カウントダウン200日前イベント＞



▲植樹活動の様子



▲木育体験の様子



▲記念講演



▲竹林整備実践講座

イベント

＜森づくり県民講座＞

多くの子どもたちが森林に関心をもてる機会をつくっています

森林環境学習「やまのこ」や「しが自然保育認定制度」の推進、緑の少年団への支援をとおして、子どもたちが健やかに育つ環境の充実を図るとともに、森林への理解と関心を深めます。

●しが自然保育認定制度

……認定団体数 10団体

●森林環境学習「やまのこ」事業

●しが自然保育認定制度

……実施学校数 233校

児童数 13,609人

●緑の少年団（令和4年7月1日現在）

……63団体 5,516人



▲森林環境学習「やまのこ」
(間伐見学)



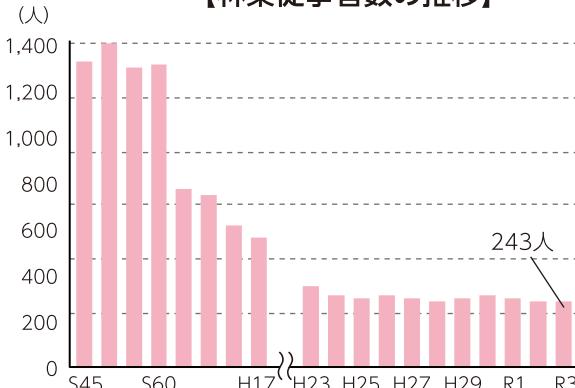
▲「緑の少年団」
(自然散策)

※緑の少年団：次代を担う子どもたちが、緑に関わる活動を通じて、心豊かな人間に育っていくことを目的とした自主的な団体

林業後継者の確保・育成に努めています

林業従事者数は、高齢化による影響もあり減少傾向にあります。本県では、林業従事者の確保・育成のため、労働環境の改善に対する支援や森林・林業に関する技術・知識の普及指導を行っています。

【林業従事者数の推移】



▲作業道作設オペレーター研修

●林業研究グループの現況

…12グループ 451人

●滋賀もりづくりアカデミー

…既就職者コース 44人

琵琶湖森林づくり事業を進めています



本県では、緑豊かな森林を守り育て、健全な姿で未来に引き継ぐために、平成18年度から「琵琶湖森林づくり県民税」を活用し、環境重視と県民協働による新たな森林づくりに取り組んでいます。

⑤森林の大切さをPR

協働の森づくりの啓発事業

【「びわ湖水源のもりづくり月間」活動イベントに1,226人が参加】

⑥みんなで森づくり

森林・山村多面的機能

発揮対策事業

【15団体】

森の恵み活用促進事業

【9団体】

⑦木の良さを活かす

木の香る淡海の家推進事業

【新築11戸】

【木質化改修7戸】

びわ湖材利用促進事業

【木製品20箇所、木造公共施設9箇所、木堀設置6戸】

森の資源研究開発事業

【2団体への支援】

「びわ湖材」産地証明事業

【61,820m³の証明】

未利用材利活用促進事業

【893t】

木育ビジネス化モデル事業

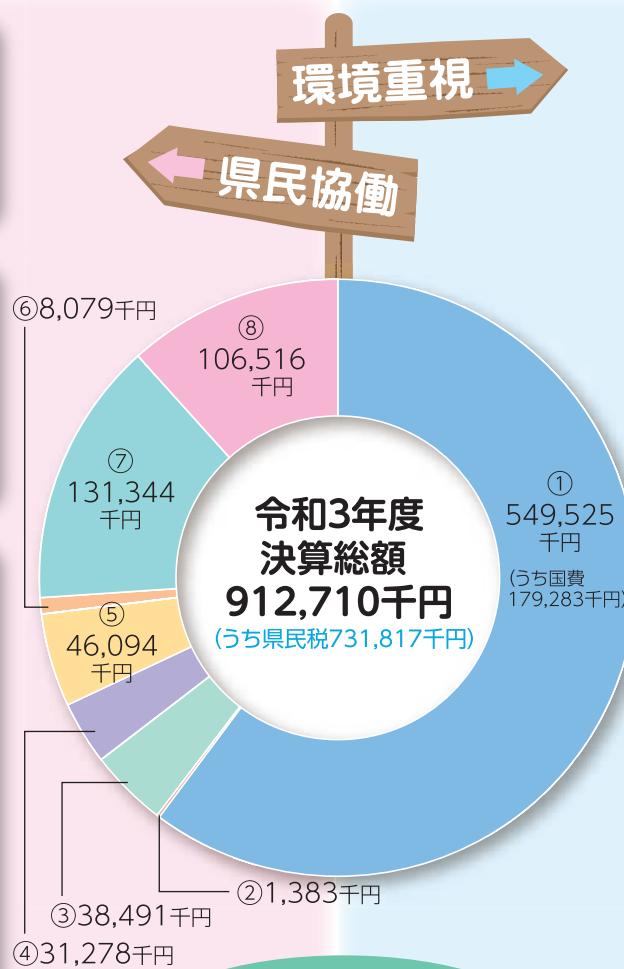
【2団体】

⑧森林環境学習

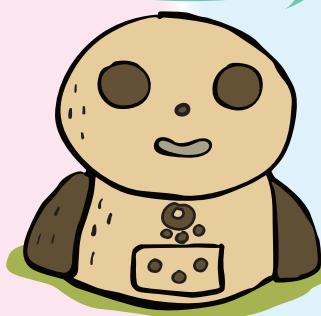
森林環境学習「やまのこ」事業

【233校】

※事業費は、ここに紹介した事業以外に、
県庁内提案事業を含んでいます。



県民税は
何に使われているの？



しがの森の精・ボズー(BOZU)
琵琶湖森林づくりのシンボルキャラクターです。
原作:たなべひろし
制作:近藤卓也

森林・林業についてのお問い合わせ先（電話番号）

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

（林業普及センター）

森林保全課

全国植樹祭推進室

西部・南部森林整備事務所

西部・南部森林整備事務所高島支所

甲賀森林整備事務所

中部森林整備事務所

湖北森林整備事務所

TEL 077-528-3911

TEL 077-587-2656

TEL 077-528-3932

TEL 077-528-3970

TEL 077-527-0655

TEL 0740-22-6030

TEL 0748-63-6116

TEL 0748-22-7718

TEL 0749-65-6616

目で見る森林・林業

編集・発行

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL: 077-528-3914

FAX: 077-528-4886

e-mail: dj00@pref.shiga.lg.jp

森林政策課ホームページ

<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/biwakokankyoubu/shinrinseisakuka/index.html>

*表紙の写真について 上: ドローンで撮影した人工林 (甲賀市)
下: びわ湖材を使用したウェイトリフティング場 (安曇川高校)

